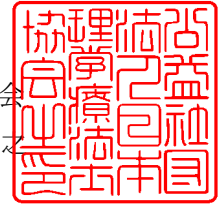


日理協 24 第 200 号  
2024 年 7 月 30 日

内閣府特命担当大臣（防災担当）  
松 村 祥 史 殿

公益社団法人日本理学療法士協会  
会 長 斉 藤 秀 之



### 2025 年度予算概算要求に向けての要望

平素より本会および理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。  
2025 年度予算概算要求につきまして、別添の通り要望を提出いたします。また予算成立後、  
速やかに執行が行われますよう、あわせてお願い申し上げます。

### 記

1. 未曾有の災害への迅速な対応における理学療法士の活用

各項目の詳細は別添参照

以上

## 2025年度予算概算要求に向けての要望事項

(※)については、添付資料をご参照ください。

### 1. 未曾有の災害への迅速な対応における理学療法士の活用 (※添付 p2-3)

地震を含めた災害に対して、ライフラインの確保等の迅速な支援を行うことはもちろんのこと、二次災害に対する支援も並行して進める必要があります。避難所の生活におけるエコノミー症候群の予防や廃用症候群のリスク予防など、医療的側面における支援は重要です。

以上のことから、以下の2点について要望します。

#### ○ 災害対策基本法（防災基本計画）における理学療法士等の記載

理学療法士等が災害救助に関わることで、災害関連死を防止し、生活再建を推進することができることから、災害対策基本法の「防災基本計画 2. 医療活動（2）被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣」における理学療法士等、の記載を要望します。

#### ○ 災害救助法施行令における理学療法士等の記載

理学療法士は、災害救助法施行令の「医療関係者の範囲」や、改正医療法の「災害・感染症医療従事者」に含まれていないため、以下の課題があります。

- ・災害救助に関する業務に従事することが困難
- ・被災地域の医療機関への応援派遣（支援者の支援）が困難
- ・JRAT本部運営に係る費用弁償が無いことによる体制構築の課題

よって、災害被害者への緊急医療サービスの提供について、理学療法士のサポートを含むことによりさらに充実させる観点から、災害救助法施行令第四条第二項に定める「医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲」に、理学療法士を追加記載することを要望します。